

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 北山建設
山形県最上郡最上町大字若宮126

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年3月16日～令和4年4月15日（1ヵ月）
東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

3 指名停止理由

株式会社 北山建設は、山形県発注の河川護岸工事において、施工途中で設計書どおりの施工を行っていないことを認識しながら令和3年1月20日に完了報告をしたことから、契約不適合であるとして、令和3年6月23日に発注者から履行追完を請求されたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年1月28日、建設業許可部局である山形県知事から3日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第1第3号(過失による粗雑工事)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第1 別表第3に規定する措置対象区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(過失による粗雑工事) 3 当該区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上3ヵ月以内